

【季刊】法律をもっと身近に

ほうてらす

Vol. 36

P02-05

特集

暮らしのなかの法律
職場と法律
そのお悩みに効く法律の処方箋

P06-07

INTERVIEW

浜野謙太さん

P08-09

困ったときの法テラス
法テラスの
「司法過疎対策」

P10

スタ弁日記

P11

リレーション・テラス



法テラス理事
元日本弁護士連合会事務次長

田中晴雄

平成28年4月10日をもって、法テラスの設立から満10年が経過する。司法制度改革に関する様々な議論を踏まえながらも、当初は、幾多の不安を抱えた船出であった。しかし、この10年間、法テラスの業務は概ね順調に推移し、業務のあり様を徐々に変容させながら、業務範囲は拡大傾向にある。例えば、①コールセンターの自主運営化と東京からの移転、②被疑者国選弁護事件の段階的な拡大と裁判員裁判への対応、③被害者参加制度への関与、④東日本大震災の被災者支援業務の開始などは、特に大きな出来事であった。

研究室から

リレーエッセイ 04

より身近で頼りがいのある
サービスの提供を目指して

開始時からほぼ倍増し、現在は約1200名になった。さらに女性職員の増加は顕著であり、当初は1名であった女性の事務局長は、現在、支部事務局長を含めると61事務所中の19名である。若手の職員が増え、女性職員の比率が高まった今、より利用者の立場に立った新しい視点で、業務のあり方を見直さなければならない。

最近では、弁護士や司法書士等のホームページ上に法律関連情報が多数掲載されており、10年前と比較すると隔世の感がある。法律的な問題を抱えたと感じたとき、まずはネット上の様々な情報を自ら検索し、その情報を元に法律専門家の助力を得ることなく解決しようとする傾向が強まっている。ネット上には、弁護士や司法書士等の短時間の助言を無料で受けることができるサービスもある。これを利用する方も少なくないはずである。しかし、社会的に弱い立場にある方々の多くは、一般に、ネット情報の活用には困難がある。

また、この10年間の経験で、本当は法律的な問題を抱えているにもかかわらず、そのような問題の存在を自覚していない方が大勢いることが明らかになった。解決可能な問題の存在自体に気付いていない方には、こちらから出向き、その方々に寄り添い、その抱えている複合的な問題に解決の道筋を付けることができれば、「より身近で頼りがいのあるサービスの提供」とは言えない。サービスのより一層の充実に向け、法テラスの奮闘努力はこれからも続く。



困ったら法テラス。まずはお電話を。 [平 日：午前9時～午後9時]
[土 曜 日：午前9時～午後5時]

お な や み な し
法テラス サポートダイヤル **0570-078374**
IP電話からは03-6745-5600

なく こと な い よ
犯罪被害者 支援ダイヤル **0570-079714**
IP電話からは03-6745-5601

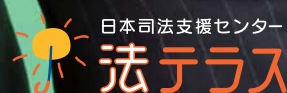
お な や み レスキュー
震災法テラス ダイヤル **0120-078309**

www.houterasu.or.jp 法テラス

発行：日本司法支援センター（法テラス）本部／発行責任者：事務局長 鈴木啓文
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話：050-3383-5333（代表）
平成28年4月発行

法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。



そのお悩みに効く 法律の処方箋

法テラス・サポートダイヤルには「残業代がつかない!」

「上司からしつこく食事に誘われる…」「私の会社のこの制度おかしくない?」など

職場(労働)に関するお問合せが、多く寄せられています。

職場であなたが理不尽な仕打ちを受けたとき、トラブルに見舞われたとき、

自分一人ではどうしてよいのか分からない…ということがあるでしょう。

そんなとき、あなたを助けてくれるのは上司? 同僚? 家族? それとも…そう法律です!

日本には、労働基準法をはじめ、労働者を守るための法律や制度があります。

さあ、法律を味方にするために一緒に学びましょう!

お前、また遅刻か!
仕事の覚えも悪いし、つかえないし…。
この給料泥棒!!!

処方箋
1

パワハラ

朝からフロアに部長の怒号。
先輩がまた遅刻したみたい。
そういえば、前にもみんなの
前で怒鳴られてたよな…。

部下への注意も パワハラになる可能性あり

パワハラ(パワーハラスメント)の場合、業務上の注意や指導が直ちに違法とされるわけではなく、その必要性や相当性を考慮の上、違法性の判断がなされます。この部長のように、言動が客観的に見て部下の人格をおとしめるものであれば、業務の適正な範囲を超える違法な行為として、不法行為責任を問われることがあります。

「新入社員以下だ」「お前は馬鹿」などの発言を繰り返した上司の言動が、部下に心理的負担を過度に与え、名誉感情をいたずらに害したとして、不法行為責任が認められ、上司に慰謝料の支払いを命じた裁判例もあります。



不利益変更

業績悪化のため、
来月から給与を
一律20%カットする。

上司から突然の給与カット宣言。
確かに業績は悪いけど…
急に言われても困るよ～。

合理性のない 不利益変更はダメ

給与や就労時間など、働く上で重要な労働条件を労働者の同意なしに不利に変更することは、法律上、原則許されません。使用者が定める就業規則で労働条件を変更する場合でも、その内容が合理的なものでなければなりません。

合理性の有無は、最終的に裁判所によって判断されますが、労働者が被る不利益の程度、変更の必要性の内容や程度、変更内容の相当性、代替措置、関連する労働条件の改善状況などを総合的に考慮します。過去には、業績悪化を理由に給与を一律カットする旨の就業規則の変更を、合理性がないとして無効とした裁判例もあります。



今までに彼女いたことある?
ってか、そもそも
女性経験ないんじゃないの?

先輩たちと楽しくランチ中。
お箸も会話も進むなか、
先輩からのこの質問。
憧れのマドンナ先輩も聞いているのに…。

同性間だってセクハラに!

セクシュアルハラスメント(セクハラ)は、男性から女性に対するものだと思われがちですが、平成26年7月に男女雇用機会均等法施行規則が改正され、同性間であっても成立すると明示されました。

男性同士の例としては、女性経験を執拗に尋ねる・風俗に行くことを強要する・宴会で裸踊りをさせる、女性同士の場合であれば、ふざけて胸を揉む・性的な噂を流す・胸の大きさを詮索するなどが考えられます。

セクハラに該当するかどうかの判断は難しいケースも多いです。厚生労働省などが作成しているチェックシートを活用して、自分の言動を振り返ってみてください。

処方箋
3

セクハラ





長時間労働

こここのところ残業続きの後輩。
本人は「大丈夫!」って言うけど…
倒れないか心配だわ。

長時間残業や休日なしの勤務を強いられ、精神的、肉体的に過度の負担がかかった状態が続くと、脳出血や心筋梗塞などによる突然死を招く危険があります。
厚生省が定める「過労死ライン」※によると、発症前1か月間に約100時間、または発症前2〜6か月間に1か月あたり約80時間を超える時間外労働があった場合は、「業務と発症との関連性が強い」としています。
自分では大丈夫だと思っても、心身ともに負担となっている場合もあります。不調を感じたら、休憩や休暇をとるなどして体調管理をしましょう。

※各地の労働基準監督署が脳出血や心筋梗塞などによる過労死を労災認定する際の基準となる時間外労働の時間。

お気軽に
ご相談ください!

法テラスは、市民の皆さまがひとりで悩まないようにするサポート機関です。お悩みごとが法律に関することかどうか分からなくても、まずはお気軽にお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル

☎ 0570-078374

イラスト=りさこ

今日も残業?
私はお先に失礼するけど…
あまり遅くならないようにね。



コラム ストレスチェック義務化

平成27年12月から労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が施行され、常時50人以上の労働者が働く職場では、労働者のストレスチェックが義務化されています。これにより、労働者は自らのストレス状況に気付くことができますし、会社は職場環境の改善を図ることが期待されています。

終わりに

ここで紹介したケースは、職場で降りかかる法律問題のほんの一端にすぎません。「会社の慣習だから」「上司のいうことだから」と我慢していたことが本当は会社や上司の違法行為だったということもあるかもしれません。ここに挙げた事例のような目に遭っていませんか? これはひどい、筋が通らない、と感じた場合には、一人で抱え込まず誰かに相談しましょう。職場で相談するのがはばかられる場合には、各都道府県にある総合労働相談コーナーや労働基準監督署などを利用しましょう。法テラスにお電話くだされば、そうした問題解決の手立てをご案内します。



給与の大引き

どうしよう…ミスった!!!
給与から天引きだって。汗



給与からの天引きは禁止

働いていると、ミスをしてしまい、会社に大きな損害を与えてしまうこともあるかもしれません。会社としては、ミスをした人に責任を取ってもらいたいところですが、本人の同意なしに損害額を給与から天引き(相殺)することは労働基準法で禁じられています。
たとえ労働者と会社の間に天引きの合意があっても、「労働者の同意が自由な意思に基づくものと認められる合理的な理由が客観的に存在しない」と裁判で判断されれば、そのような合意は無効とされます。合理性の有無の判断は厳格かつ慎重に行うとされていますので、会社に求められて同意してしまった場合でも、一度弁護士に相談してみましょう。

痛たたたたっ!



労災

接待の帰りにこけちゃった。
幸い打撲ですんだけど…
労災の対象にはならないよね?

接待々業務!? 労災認定は難しい

労働災害(労災)が認められるのは、業務上または通勤中のケガなどに対してです。では、接待は業務にあたるのでしょうか。接待は懇親を図る目的で行うものが多く、それが業務と認められるのは難しいです。
しかし、得意先との打合せ後の会食や接待がその打合せと密接に関連するものと認められる場合には、たとえば会食や接待であっても業務にあたることとされた裁判例もあります。対象外だと決めつけずに、労働基準監督署にまずは相談してみてもいいでしょうか。

はまのけんた／1981年生まれ、神奈川県出身。自身がリーダー兼ボーカルをつとめるバンド「在日ファンク」での活動のほか、近年は俳優としても活躍中。4月スタートのドラマ「ディアスポリス」(MBS/TBS)、朝ドラ「とと姉ちゃん」(NHK)にも出演。在日ファンクでは最新作『レインボー』を5/11にリリース。

「パワハラほどではなくても、厳しさにすぐに逃げ出しちゃうという話も聞きます。指導する側には厳しいという意識が全然なくて、世代のギャップをすごく感じます。どちらが悪いとかではなく、昔と同じやり方をそのままというの難しいですよ。成し遂げる

独特のキャラクターでドラマや映画、CMなどに引っぱりだこの浜野謙太さん。メッセージ性の強いファンクバンド『在日ファンク』のリーダーでもあり、独自の視点から、楽曲を紡ぎ出しています。そんな鋭い感性を持つ浜野さんに、ご自身が見た「職場と法律」についてお話をうかがいました。

違う人たちを最終的に守ってくれるのが法律

ミュージシャンや俳優として活動する浜野さんにとって、「職場」のひとつとなるのが制作現場です。「ゆったり制作することが多い音楽に比べ、テレビや映画はハードで、どれだけ徹夜をしたかが武勇伝になるような世界です。でも、今撮影しているドラマは、制作会社がスタッフの人たちの労働時間をキツチリと守っていて、撮影が深夜や徹夜になったりすることはないですね。集中力も持続するし、作品のクオリティも高いんじゃないかなと思います」

と、浜野さん。テレビや映画の世界はAD(アシスタントディレクター)や助監督など、若手スタッフへの指導が厳しいことが当たり前です。しかし、近年では度を越した厳しさは指導ではなくパワハラとみなされ処分されることもあるようです。

「僕らはそこまでなくても、厳しさにすぐに逃げ出しちゃうという話も聞きます。指導する側には厳しいという意識が全然なくて、世代のギャップをすごく感じます。どちらが悪いとかではなく、昔と同じやり方をそのままというの難しいですよ。成し遂げるべきことは何かを見つめつつ変わらなっていくのかなって思います」制作現場だけではなく、会社や地域などの集団には、往々にして「共同体意識」が存在し、ややもすると考えの違いを認めなかったり、そういう人を抑圧してしまったりすることもあります。「みんなが『こういうことだよ』と肩を組んで突き進んでいるときに、『そうだよね』って思えない人たちが、最終的に守ってくれるのが法律なんですよ。うね。もちろん、法律をどう使うか、その際の意識は、とても大切ですが」

法律をフル活用すれば、もっと社会が豊かになる

「法テラス」という名前を聞いたことがあったという浜野さん。何をしているところなのかはわからなかったけれど、「キャッチーな名前だったので耳に残っていた」のだそうです。

「(名前のように)光を照らしてほしいですね(笑)。法律は難しいし、ふりかざされると怖いと感じるけれど、法テラスのようなところを利用して、みんなが法律をフル活用して問題が解決できれば、社会が豊かになっていくんじゃないかな。そもそも、問題を抱えることは悪いことではないんだし」

浜野さんのバンドのモットーは「話



『レインボー』 在日ファンク

「在日ファンク」のメジャー2ndアルバム。ポジティブな詩世界が印象的なリード楽曲〈それぞれのうた〉を筆頭に、「ファンク」という枠に留まらない、バラエティ豊かな全11曲を収録。初回盤に付くDVDには各メンバーが手がけたミュージック・ビデオなどが収録されています。日本コロムビアから5月11日に発売。

(ミュージシャン・俳優)

浜野謙太さん

雰囲気に合わせてたりしないで、もっとKYになろうぜ！



さあどうする
スタ弁!?
(P10へ続く)

法テラス
鰺ヶ沢
【青森】

小澤博之 スタッフ弁護士

法テラス鰺ヶ沢は、職員2人と私の3名体制。ある日お見えになった相談者が、裁判所から届いたという書類を広げると…。

初めての冬を迎え、事務所前を雪かきする小澤弁護士

雪にもマケズ、
活動中!

どこにいても
安心して過ごせるよう、
お悩み解決を
お手伝いします。

スタッフ弁護士DATA

スタッフ弁護士数： 251名
スタッフ弁護士のいる
法テラス法律事務所：85カ所
そのうち司法過疎地域事務所：35カ所
(平成28年3月現在)

浦田真希 職員 (左)

「心配せんでよかけんね〜!!」。些細なことでも気軽に相談できます。まずは、ご予約のお電話を!

馬場章廣 スタッフ弁護士

司法過疎地の弁護士として、様々なご依頼をお受けしています。現在、高齢の方や障がいがある方にも法的サービスを提供できるよう奮闘中です。

村山陽子 職員 (右)

困ったときは日本一長い足湯(105メートル!)がある小浜温泉から徒歩5分の法テラス雲仙へ♪ お悩み解決に向けて、しっかりサポートいたします。

法テラス
雲仙
【長崎】

お気軽に
ご相談ください!



小浜温泉の湯けむりの前で

法テラスの

「司法過疎対策」

弁護士がいない、または少ない「司法過疎地」を解消するため、法律事務所を設置しています。

「ゼロワン地域」と司法過疎対策

今から20年前、地方裁判所支部の管轄地域で弁護士が1人もいない、または1人しかいない「ゼロワン地域」は全国に78カ所ありました。こうした地域を減らすために日本弁護士連合会は、公設事務所の設置を開始。平成18年に設置された法テラスは、総合法律支援法によって司法過疎対策に取り組むこととされ、法律事務所を設置、運営してきました。

その結果、平成28年3月1日現在、「ゼロワン地域」は解消されました。

連携して、問題に
取り組みます。



法テラス
浜田
【島根】



太田奈緒美さん

社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会あんしん
生活相談窓口 地域福祉課自立相談支援員

助っ人弁護士は「みんなの助っ人」です。法的知識を得ることは最良の支援につながります。私たちの大きな力となっており、とても頼りにしています。



今西淳浩 スタッフ弁護士

福祉支援者の方が気軽に弁護士に相談できる「助っ人弁護士制度」を始めました。私たちスタッフ弁護士が、福祉支援者の方々のお困りごとを伺って、地元の弁護士とともに問題解決のお手伝いをしています。弁護士をより身近に!

困った
ときの

法 テ ラ ス

ひとりで解決できない「法的な問題」が起きたとき、誰に相談しますか?
法テラスは、誰でも、どこにいても問題解決に役立つ情報やサービスを受けられるよう、困りごとを抱えた方々をサポートしています。
このページでは、法テラスが提供するサービスをご紹介します。



Vol.4

司法過疎 対策業務



知ってください、法テラスのこと。

法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、様々な法的支援を行っています

自治体、弁護士、司法書士、警察、支援団体…。相談窓口がバラバラなために必要な情報にたどり着けない、経済的に余裕がなく相談できない、近くに専門家がいないなどの理由から、法律の専門家の助けを得られないという問題に対処するため、平成18年4月10日、国が全額出資し法テラスを設立しました。

《法テラスの主な業務》

情報提供業務

夫婦や男女の問題、借金や貸金の問題、不当な解雇やパワハラ、相続に遺言、生活上の法的なトラブルに対し、「どこに相談すればいいか」「どんな法制度があるか」など、解決に向けた情報を無料でご案内しています。どんなに何度でも匿名で利用できます。

民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方を対象に、①弁護士や司法書士が無料で法律相談を行い、②必要な場合には弁護士や司法書士費用等の立替えを行っています。

国選弁護等関連業務

国選弁護等に関する弁護士との契約、国選弁護人等候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行っています。

司法過疎対策業務

身近に法律家がない、または少ない地域に司法過疎地域事務所を設置し、スタッフ弁護士※を常駐させています。

※スタッフ弁護士

法テラスに常時勤務する弁護士。司法過疎地域だけでなく、都道府県の県庁所在地等にある地方事務所、支部などで民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援等の法的サービスを行っています。

犯罪被害者支援業務

犯罪被害者への支援を行う相談窓口の情報や、利用できる法制度などの情報を無料で提供しています。状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。その他、被害者参加人のための国選弁護制度や、被害者参加旅費等支給制度の事務も行っています。

お問い合わせ先

→お近くの法テラス

弁護士や司法書士との無料法律相談をご希望の方は、お気軽にお問合せください。相談は予約制となっております。法テラスの所在地・電話番号は、ホームページに掲載しています。

法テラス



イラスト=りさこ

法テラスの活動やイベント、ニュースなど、さまざまな情報をお届けします。

News

「法テラスの日」を知っていますか？

法テラスは10年前の平成18年4月10日に国の全額出資で設立されました。そこで、4月10日を「法テラスの日」とし、毎年この日の前後に、全国各地にある地方事務所で開催される無料法律相談会などのイベントを開催しています。今年のイベント情報はHPをご覧ください。

法テラスは、法的な悩みごとを抱えている方が迷わないように、そして解決へとつながる道を明るく照らせるよう、10周年の節目を迎えてさらに支援活動を充実させてまいります。

法テラスは、今年4月で設立10周年
法的トラブル解決のそばにいつも



法テラスHPをチェック！



Information

ご寄附について

法テラスでは、随時ご寄附をお受けしています。法テラスにご寄附くださると、税制上(所得税、相続税、法人税)の優遇措置が受けられます。

皆さまからいただいた寄附金は法テラスが行う公共性の高い業務の事業資金として有効に活用させていただきます。詳しくはHPをご覧ください



http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kifukin/

編集後記

春は進学や就職など様々な環境の変化がある季節です。特に新社会人になられた皆さんは社会の一員になるということに期待と不安でいっぱいなのではないでしょうか。そこで、特集では職場で起こりそうな「これっていいの?」を取り上げました。「当たり前だと思っていたけど実はおかしい...?」といった気付きのきっかけになれば、と思います。中堅やベテランの方たちもあの頃を思い出しながら、読んでみてください。(Y.W)

【本誌へのご意見・ご感想はこちらまでお寄せください】

法テラス本部 総務部 広報・調査室

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

T E L : 050-3383-5348

E-mail : kouhou-chousa@houterasu.or.jp

Twitter : @houterasu_4_10

Information

法テラス・サポートダイヤル受電数 300万件突破！

今年2月18日に法テラス・サポートダイヤルの受電数が累計300万件に達しました！ サポートダイヤルでは、全国の皆さまから法的トラブルに関するお問合せを受け付け、オペレーターが、それぞれのお悩みごとを解決に導ける法制度や相談窓口をご案内しています。法律に関する問題かどうか分からない...、そんな時でも安心して「0570-078374 (おなやみなし)」までお電話を。



Information

Twitterで最新情報を毎日お届け♪

法テラスの公式Twitterでは、被災地出張所をはじめとする各地方事務所で開催している相談会やイベントの情報、法テラスの業務の紹介、法律にまつわるクイズなど役立つ情報を毎日配信しています。フォローは携帯・スマートフォンまたはパソコンから！

法テラス(広報)公式アカウント:
@houterasu_4_10



支援が必要な 地域の人たちのために スタ弁は今日も行く！



おざわ・ひろゆき / 2011年弁護士登録。法テラス青森法律事務所を経て、鯉ヶ沢法律事務所に15年7月のオープンより勤務。趣味はスキー。最近の楽しみは温泉巡り。

法テラス鯉ヶ沢法律事務所

小澤博之 弁護士

「ちょっと、これを見てもらえませんか？」
ご友人と一緒に、法律相談に来られたAさん。裁判所から書類が届いたの、見てほしいとのことでした。
その書類は、貸金の返還を求める訴状。Aさんに、訴状に書かれた事実関係について尋ねてみると、全く身に覚えがないと言うのです。
ただ、その訴状には、Aさんの署名と押印がある借借書も一緒に付いていました。
「その署名、息子さんの筆跡かも...」とご友人。
詳しく聞くと、Aさんには一緒に住んでいる息子がいて、Aさんのお金で生活しているとのことでした。
Aさん本人の借借書でなければ、裁判で争うことが考えられます。ところが、Aさんとお話をしても、どうも意思疎通がうまくいきません。Aさんは、認知症がかなり進んでいたのです。そんなAさんが心配で、ご友人と一緒に法律相談に来られたのです。
Aさんに判断能力が欠けているとすれば、私はAさんから直接依頼を受けることができません。依頼を受けるためには、Aさんに成年後見人を選任する必要があります。Aさんの身内はその息子さんだけ。後見人選任の



イラスト=小池アミイゴ

申立てをすべき人がいない状況だったのです。
そこで私は、地域包括支援センターに相談しました。自治体の首長による成年後見人選任の申立てをお願いすることが最善の策と考えたからです。
その後、地域包括支援センターが対応してくださったおかげで、Aさんに成年後見人が選任されました。その後見人から裁判対応の依頼を受け、結果、なんとか事なきを得ることができたのです。

司法過疎地では、都会ほどには働き口もなく、借金問題は依然として多く残っています。家族のお金をあてにし、その家族も経済的に苦しくなるといふ話も少なくありません。そして、弁護士の手だけではどうにもならないことがあります。
そんなとき、地域の皆さんと一緒に、もつと多くの困りごとを解決につなげられると思います。
より大きな「支援の輪」を目指して、スタ弁は今日も行きます。

地域の力をつなげて広がる「支援の輪」